

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

健康福祉部 福祉政策課

弘前市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの方々を、「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認など、避難行動要支援者の生命または身体を守るために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となるご本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

対象となる方

弘前市にお住まいの在宅の方で、下記のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする方です。

※長期間施設に入所している方や病院に入院している方は、対象となりません。

① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

(ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む。)

※①の具体例：75歳以上で独居、75歳以上の夫婦、

75歳以上の夫婦と要介護3以上の人の3人暮らしなど

② 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方

③ 愛護手帳（療育手帳）の「A判定」をお持ちの方

④ 精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

⑤ 要介護の区分が、要介護3～5の方

⑥ その他、避難行動に支援を必要とする方

※難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる方など

名簿の提供先

名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりです。

① 弘前地区消防事務組合消防本部

② 弘前警察署

③ 避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童委員

(下記の団体が名簿提供を希望した場合)

④ 弘前市社会福祉協議会

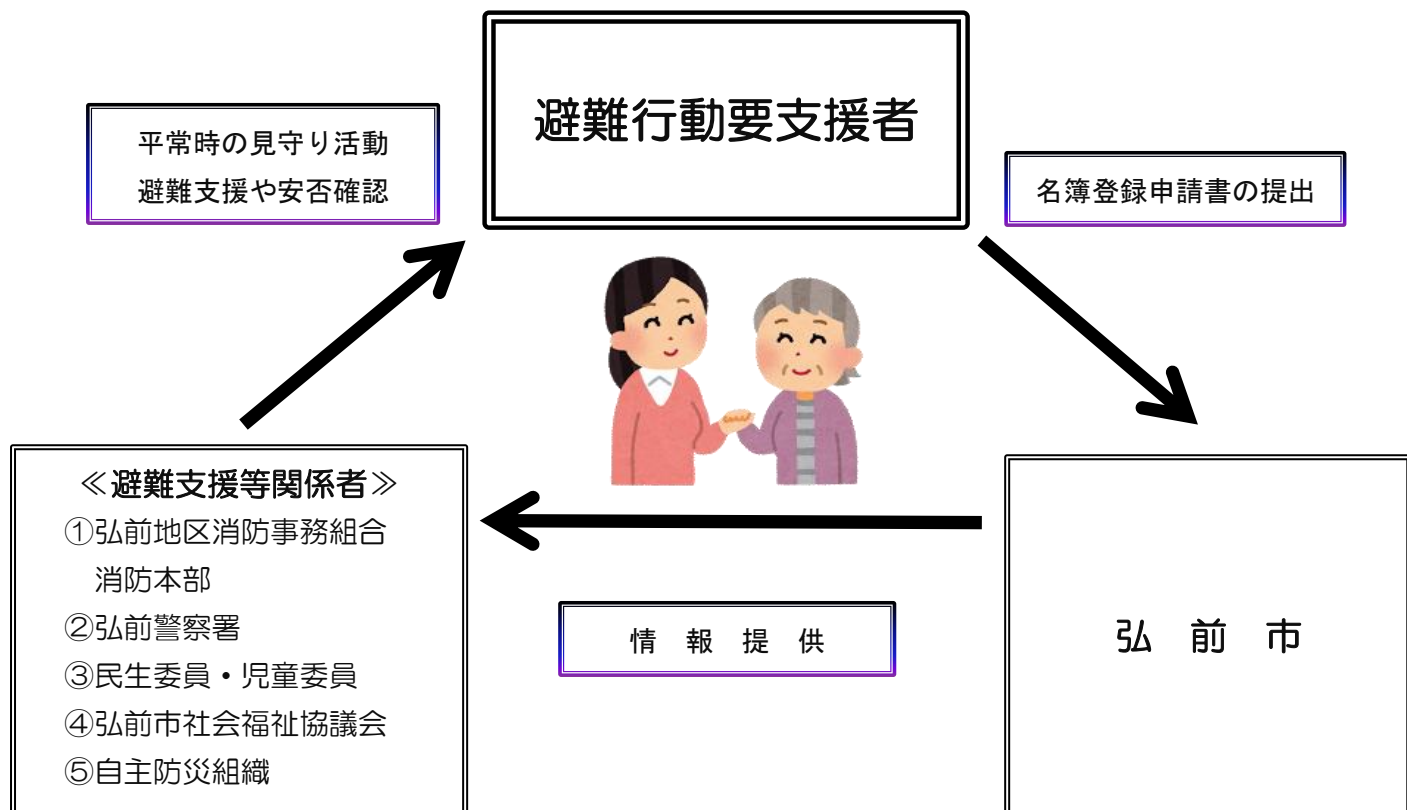
⑤ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織



個人情報の取り扱いについて

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。名簿は、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみ提供します。

避難行動要支援者名簿活用のイメージ図



注意事項

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

申請方法

避難行動要支援者名簿への新規登録・登録内容の変更・登録内容の削除は、名簿登録申請書で受け付けます。名簿登録申請書は、福祉政策課窓口で配付しています。また、弘前市ホームページ（避難行動要支援者名簿登録制度のページ）に様式を掲載していますので、印刷してご利用ください。

名簿登録申請書に必要事項を記入し、福祉政策課へ提出してください。代理人による提出、郵送でも受け付けます。

また、民生委員・児童委員が訪問した際に、名簿登録申請書を記入していただいた場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

名簿登録申請書の配付・受付先（問い合わせ先）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市役所 健康福祉部 福祉政策課 総務係 （電話：40-7037）

・ 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか？

→登録内容が避難支援等関係者へ情報提供されます。避難支援等関係者が事前に把握した情報は、平常時の見守り活動、災害発生時の避難支援、安否確認に活用されます。ただし、避難支援を必ず保証するものではありません。

・ 誰が名簿に登録できるのか？

→弘前市在住・在宅で、75歳以上の高齢者のみ世帯、身体障害者手帳1～3級、愛護手帳（療育手帳）「A判定」、精神保健福祉手帳1・2級、要介護3～5のいずれかに該当し、避難に手助けを必要とする場合に登録できます。その他、難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になるなど、避難行動に支援を必要とする場合に登録できます。

・ どのようにしたら登録できるのか？

→記入例（新規登録）を参考に、名簿登録申請書を記入し、福祉政策課へ提出してください。

[新規登録に○印を付けて、同意欄・記入欄（裏面の避難経路を含む）を記入してください。]

代理人による提出、郵送でも受け付けます。なお、民生委員・児童委員が訪問した際に、名簿登録申請書を記入していただいた場合は、民生委員・児童委員が代理提出し、申請を受け付けます。

・ 町会に加入していないと登録できないのか？

→町会の加入・非加入にかかわらず登録できます。また、名簿提供を希望する（町会の）自主防災組織には、避難行動要支援者の町会加入・非加入に関わらず、登録された内容が情報提供されます。

・ 緊急時の連絡先は、家族や親戚でなければならないのか？

→家族や親戚がいない場合は、同意を得たうえで家族や親戚以外の方を記載しても構いません。

・ 地域支援者は何をするのか？

→地域支援者は避難支援等関係者とともに、できる範囲で、避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。ただし、避難支援等関係者同様、法的な責任や義務を負うことはありません。

・ 地域支援者が見つからない。

→地域支援者がやむを得ず見つからない場合でも登録することはできます。その際は、なるべく地域支援者が見つかるように、登録後にご協力をお願いします。

・ 自分の家からの避難場所がわからない。

→防災安全課防災担当（電話：40-7107）へお問い合わせください。また、弘前市ホームページ（くらし・災害避難場所のページ）で確認することもできます。

・ 登録内容を変更したい。

→記入例（変更）を参考に、名簿登録申請書を記入・提出してください。

[変更○印を付けて、避難行動要支援者の住所・氏名、変更箇所を記入してください。]

・ 登録を削除したい。（長期間施設に入所することになった・入院することになった）

→記入例（削除）を参考に、名簿登録申請書を記入・提出してください。

[削除○印を付けて、避難行動要支援者の住所・氏名、削除理由を記入してください。]